

座間市事業所用太陽光発電システム導入支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、地球温暖化対策を推進し、脱炭素社会を実現するため、事業の用に供する建築物等に太陽光発電システムを設置する事業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、座間市補助金等の交付に関する規則（平成6年座間市規則第6号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 市内に事業所又は事務所を有する法人又は個人事業者
- (2) 事業所用太陽光発電システム 太陽光発電による電気が、当該太陽光発電システムが設置される事業所又は事務所において消費され、太陽電池の最大出力（システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力で、日本産業規格又はIEC等の国際規格に基づくものをいう。第5条において同じ。）の合計値が10キロワット以上のもの

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれにも適合する事業所用太陽光発電システム（以下「補助対象設備」という。）を設置する事業とする。

- (1) 市内の建築物等への設置に適した、太陽光発電設備であるもの
- (2) 未使用品であるもの（中古品は、対象外）

(補助金の交付対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、事業者のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 自己の所有する店舗、事務所、営業所、倉庫等の用に供する建築物等に補助対象設備を設置するもの
- (2) 賃貸借契約又は使用貸借契約により借り受けている店舗、事務所、営業所、倉庫等の用に供する建築物等で、その所有者から補助対象設備を設置することに同意を得て、設置するもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付対象者とはしない。

- (1) 市税（市税に係る延滞金を含む。）に未納がある者
- (2) 座間市スマートハウス関連設備設置補助金交付要綱（平成25年座間市告示第42号）に基づき、補助金の交付を受けることができる者
- (3) 補助対象事業においてこの要綱に基づく補助を既に受けている者

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、1キロワット当たり1万円に、発電設備を構成する太陽電池モジュールの最大出力を乗じて得た額とし、30万円を限度とする。ただし、補助金の交付額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。

2 前項の太陽電池モジュールの最大出力の単位は、キロワットとし、小数点第2位未満を切り捨てたものとする。

(交付の要望)

第6条 規則第5条第1項ただし書の規定により、補助金等交付要望書の提出を省略するものとする。

(補助金の交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、事業所用太陽光発電システム導入支援補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、補助対象事業に着手する日の14日前までに市長に提出するものとする。

(1) 法人の場合にあつては法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書（3箇月以内に発行されたもの）、個人事業主の場合にあつては個人事業の開廃業等届出書の写し、個人事業税の納税証明書（3箇月以内に発行されたもの）又はその他の個人事業主であることが確認できる書類

(2) 市税納付状況確認同意書（第2号様式）

(3) 設置場所を示す地図

(4) 補助対象事業にかかる工事請負契約書の写し又はこれに代わるもの（発注書、注文書等）

(5) 補助対象事業にかかる費用の内訳書等

(6) 設置場所の現況写真

(7) 補助対象設備を構成する機器の型式、規格等が確認できる仕様書

(8) 設置予定の補助対象設備配置図

(9) 収支予算書（第3号様式）

(10) 建築工事請負契約書等の写し（新築の場合のみ。建築物の所在地及び所有者が確認できるもの）

(11) 申請者が賃貸借契約又は使用貸借契約により建築物を借り受けている場合は、当該所有者の補助対象設備を設置することに関する同意書

(12) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定)

第8条 市長は、前条の申請書の提出を受けた場合において、当該申請に係る書類を審査し、補助金の交付を決定したときは、その旨を事業所用太陽光発電システム導入支援補助金交付決定通知書（第4号様式。以下「決定通知書」という。）により、補助金の交付を申請した者に通知するものとする。

(変更等の承認)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業等の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ事業所用太陽光発電システム導入支援補助事業変更・中止・廃止申請書（第5号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。この場合において、補助事業の内容を変更するときは、変更しようとする内容が確認できる書類を添付しなければならない。

2 市長は、前項の申請を受けたときは、当該申請に係る書類を審査し、その結果を事業所用太陽光発電システム導入支援補助事業変更・中止・廃止承認（不承認）通知書（第6号様式）により、補助事業者に通知しなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに事業所用太陽光発電システム導入支援補助事業実績報告書（第7号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業にかかる工事請負契約書の写し（補助金交付申請時に発注書又は注文書等で申請をした場合に限る。）
- (2) 補助対象設備の設置に係る領収書その他の支払を証する書類の写し
- (3) 補助対象設備の設置状況が確認できる写真
- (4) 電力会社との電力需給契約の有無を証する書類の写し（契約等の内容が確認できるものに限る。）
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付等)

第11条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、事業所用太陽光発電システム導入支援補助金交付請求書（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

(交付の決定の取消し)

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、補助事業に関し、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき又は市長の指示に従わなかったとき。

(補助金の返還)

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、期限を定めて、補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(財産の処分の制限)

第14条 規則第24条ただし書の規定による市長が定める期間は、10年とする。

2 補助事業者は、規則第24条の規定に基づき、財産の処分の承認を受けようとするときは、事業所用太陽光発電システム処分承認申請書（第9号様式）に処分の内容が確認できる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（処分の承認の決定）

第15条 市長は、前条第2項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、その結果を事業所用太陽光発電システム処分承認（不承認）通知書（第10号様式）により補助事業者へ通知しなければならない。

（調査）

第16条 市長は、補助事業を適正に執行させるため、補助対象設備の設置工事の状況を設置場所において調査することができる。

（使用状況の報告）

第17条 市長は、補助事業者に対し、補助対象設備の設置後に使用状況の報告を求めることができる。

（手続代行者）

第18条 補助事業者は、補助事業に係る申請等の手続について、業者等に委任することができる。

（実施細目）

第19条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月15日から施行する。

第1号様式（第7条関係）

第1号様式（第7条関係）

（表）

事業所用太陽光発電システム導入支援補助金交付申請書	
年 月 日 （宛先）座間市長 所在地 事業所名 申請者 代表者名 電話番号 メールアドレス	
次の事業を行いたいのので、補助金の交付を申請します。	
事業の名称	
目的及び内容	
設置する設備	
申請額	円
設置場所	
設置区分	☐ 事業所新築時の設置 ☐ 既存事業所への設置
着手予定日	年 月 日
完成予定日	年 月 日
添付書類	1 法人の場合 法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書（3箇月以内に発行されたもの） 個人事業主の場合 個人事業の開廃業等届出書、個人事業税の納税証明（3箇月以内に発行されたもの）又はその他の個人事業主であることが確認できる書類 2 市税納付状況確認同意書（第2号様式） 3 設置場所を示す地図 4 補助対象事業にかかる工事請負契約書の写し又はこれに代わるもの（発注書、注文書等） 5 補助対象事業にかかる費用の内訳書等 6 設置場所の現況写真 7 補助対象設備を構成する機器の型式、規格等が確認できる仕様書 8 設置予定の配置図 9 収支予算書（第3号様式） 10 建築工事請負契約書等の写し（新築の場合のみ。建築物の所在地及び所有者が確認できるもの） 11 申請者が賃貸借契約又は使用貸借契約により建築物を借り受けている場合は、その所有者の補助対象設備を設置することに関する同意書

(裏)

手続代行者

次の者を事業所用太陽光発電システム導入支援補助金に係る申請等手続代行者として選任します。

【所在地】			
【会社名】			
【代表者名】			
【担当者】	所属	氏名	
【連絡先】	電話	F A X	

補助対象設備の形式等

事業 所用 太陽 光 発 電 シ ス テ ム	メーカー名				
		モジュールの型式名	公称最大出力(1枚)	枚数	公称出力計
	①		W	枚	W
	②		W	枚	W
	③		W	枚	W
	④		W	枚	W
	公称出力合計(単位はkWとし小数点以下第2位未満切捨て)				kW
	申請額		円		

第2号様式（第7条関係）

第2号様式（第7条関係）

市税納付状況確認同意書

年 月 日

（宛先）座間市長

私は、事業所用太陽光発電システム導入支援補助金に係る申請をするに当たって、市税の納付状況の確認をされることに同意します。

郵便番号

所在地

申請者

フリガナ

氏名・名称

電話番号

第3号様式 (第7条関係)

收支預算書

(単位：円)

科 目	予 算 額	説 明
国 補 助 金		
県 補 助 金		
市 補 助 金		
自 己 資 金		
収 入 合 計		

(單位：円)

科 目	予 算 額	説 明
設 置 工 事 費		
支 出 合 計		

第4号様式（第8条関係）
第4号様式（第8条関係）

座間市指令 第 号	
事業所用太陽光発電システム導入支援補助金交付決定通知書	
年 月 日	
様	
座間市長 印	
年 月 日付けで申請のあった補助金については、次のとおり決定したので通知します。	
補助事業の名称	事業所用太陽光発電システム導入支援補助事業
交付申請額	円
交付決定額	円
交付時期	☐ 着手時 ☐ 完了後 ☐ その他（ ）
交付条件	1 この補助金の対象となる事業は、本補助金交付申請書のとおりとする。 2 この補助金は、交付の目的以外には使用しないこと。 3 この事業の遂行に当たり、座間市補助金等の交付に関する規則及び座間市事業所用太陽光発電システム導入支援補助金交付要綱を遵守すること。
その他必要事項	

第5号様式 (第9条関係)

年 月 日

メールアドレス

変更しようとする内容を確認することができる書類

第6号様式（第9条関係）

第6号様式（第9条関係）

座間市指令 第 号	
事業所用太陽光発電システム導入支援補助事業変更・中止・廃止承認（不承認）通知書	
年 月 日	
様	
座間市長 印	
年 月 日付けで申請のあった補助事業の変更・中止・廃止については、次のとおり決定したので通知します。	
決 定 区 分	☐ 承認する。 ☐ 不承認とする。
補 助 事 業 の 名 称	事業所用太陽光発電システム導入支援補助事業
変更等を行う設備	
既 交 付 決 定 額	円
変 更 交 付 決 定 額	円
変更に伴う交付条件	1 この補助金の対象となる事業は、事業所用太陽光発電システム導入支援補助事業変更・中止・廃止申請書のとおりとする。 2 この補助金は、交付の目的以外には使用しないこと。 3 この事業の遂行に当たり、座間市補助金等の交付に関する規則及び座間市事業所用太陽光発電システム導入支援補助金交付要綱を遵守すること。
不 承 認 の 理 由	
そ の 他 必 要 事 項	

第7号様式（第10条関係）

第7号様式（第10条関係）

事業所用太陽光発電システム導入支援補助事業実績報告書	
年 月 日	
(宛先) 座間市長	
所 在 地	
事業所名	
申請者	代表署名
電話番号	
メールアドレス	
年 月 日付け座間市指令 第 号で決定を受けた事業所用太陽光発電システム導入支援補助事業が完了したので報告します。	
補助事業の名称	事業所用太陽光発電システム導入支援補助事業
設置した設備	
設置場所	座間市
事業費	円
交付申請額	円
交付決定通知額	円
着手日	年 月 日
完成日	年 月 日
関連設備の型式等	メーカー名 公称最大出力 kW（小数点以下第2位未満切捨て）
添付書類	1 補助事業にかかる工事請負契約書の写し（補助金交付申請時に発注書、注文書等で申請をした場合に限る。） 2 補助対象設備の設置に係る領収書その他支払を証する書類の写し 3 補助対象設備の設置状況が確認できる写真 4 電力会社と電力需給契約の有無を証する書類の写し（契約等の内容が確認できるものに限る。） 5 その他市長が必要と認める書類

第 8 号様式（第 1 1 条関係）
第 8 号様式（第 1 1 条関係）

事業所用太陽光発電システム導入支援補助金交付請求書	
年 月 日	
(宛先) 座間市長	
請求者	所 在 地
	事業所名
	代表者名
	電話番号
	メールアドレス
年 月 日付け座間市指令 第 号で決定を受けた事業所用太陽光発電システム導入支援補助金の交付を次のとおり請求します。	
補助事業の名称	事業所用太陽光発電システム導入支援補助事業
交付決定通知額	円
交付確定額	円
交付請求額	円
添付書類	

口座振込先

金融機関名	銀行・金庫・組合		
店 名	本店 ・ 支店		
口座番号		口座種類	普通 ・ 当座
フリガナ			名義人との関係
口座名義人			本人・その他()

第9号様式（第14条関係）

第9号様式（第14条関係）

事業所用太陽光発電システム処分承認申請書	
年 月 日	
(宛先) 座間市長	
所在地	
事業所名	
補助事業者	代表者名
電話番号	
メールアドレス	
年 月 日付け座間市指令第 号で補助金の交付決定を受けた補助事業について、次のとおり財産の処分をしたいので申請します。	
補助事業の名称	事業所用太陽光発電システム導入支援補助事業
処分等を行う設備	
処 分 の 方 法	☐ 売却 ☐ 譲渡 ☐ 交換 ☐ 貸与 ☐ 担保 ☐ 廃棄 ☐ その他()
処分の予定年月日	年 月 日
処 分 の 理 由	
添 付 書 類	処分の内容が確認できる書類

第 10 号様式（第 15 条関係）

第 10 号様式（第 15 条関係）

座間市指令 第 号	
事業所用太陽光発電システム処分承認（不承認）通知書	
年 月 日	
様	
座間市長 印	
年 月 日付けで申請のあった事業所用太陽光発電システムの処分については、 次のとおり決定したので通知します。	
補助事業の名称	事業所用太陽光発電システム導入支援補助事業
決 定 区 分	☐ 承認する。 ☐ 不承認とする。
処分等を行う設備	
処 分 の 方 法	☐ 売却 ☐ 譲渡 ☐ 交換 ☐ 貸与 ☐ 担保 ☐ 廃棄 ☐ その他（ ）
承認に伴う条件	
不承認の理由	